小田原交通圏のタクシー事業適正化・活性化協議会の書面開催について

今般、公定幅運賃に係る初乗距離を短縮する場合の公示要請を関東運輸局に行い、「公定幅運賃の範囲の指定方法等について(平成26年1月27日付け関東運輸局公示)」に基づき要否の判定が行われ、その結果、初乗距離短縮運賃の設定が妥当であるものと判断されました。

このため、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条第1項及び同法施行規則第10条の5第1項の規定に基づき、関東運輸局長から「初乗距離を短縮する距離制運賃(公定幅運賃)設定に関する通知について(令和3年9月13日付け関自旅二第1177号)」により、当協議会に対して同法施行規則第10条の5第2項及び第10条の6第1項による当該運賃の範囲に関する意見照会があったことから、小田原交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱第5条第16項に基づき、下記のとおり書面により協議会を開催することとなりましたので公表いたします。

なお、新たに協議会の構成員として参画ご希望の方は、10月12日(火)までに下記の 問い合わせ先までお申し出ください。

以上

記

- 1. 書面による協議会開始日 令和3年10月15日(金)
- 2. 協議内容

- ①小田原交通圏の初乗距離を短縮する距離制運賃(公定幅運賃)の設定について
- ②小田原交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会設置 要綱の一部改正について

【問い合わせ先】

小田原交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会 事務局

(一般社団法人 神奈川県タクシー協会) 三上・熱海・久保田

> 電 話 045 (241) 3577 FAX 045 (241) 3581